

職業安定分科会雇用保険部会（第201回）

資料 1

令和 6 年12月23日

# 財政運営について

厚生労働省職業安定局雇用保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 第199回雇用保険部会（11月20日）における主なご意見について①

（順不同）

## <財政運営全般について>

- 雇用保険は、政府の雇用政策等を支える重要な役割を担うものであり、給付と財政の安定性のバランスが重要である。十分な国庫負担の維持、適切な保険料負担、一般会計からの繰入れを通じた雇用保険財政の安定的な運営に必要な予算の確保によって、雇用保険のセーフティネット機能を強化することが重要である。
- 特に中小企業では、コスト上昇の懸念が強く、保険料負担を抑制する必要がある。

## <失業等給付の保険料率について>

- 失業等給付の保険料率は弾力条項により引き下げが可能だが、検討にあたっては今後の推計も踏まえて丁寧な議論が必要である。法改正の影響や失業等給付の積立金から雇用安定資金への借入金の返還方法などを踏まえて様々な試算を示すべきである。
- 弾力条項により失業等給付の保険料率を引き下げる方向で議論すべきである。適切な保険料率について議論するために、保険料率を変化させた場合のシミュレーションを示すべきである。

## <育児休業給付の保険料率について>

- 育児休業給付については、今般の法改正により、国庫負担が本則の1/8となるとともに、出生後休業支援給付・育児時短就業給付が創設されたが、これらはいずれも財政運営に影響がある。弾力的仕組みの導入時に、当面は保険料率を0.4%に据え置くこととされたことや、弾力条項の計算結果を踏まえると、保険料率を0.4%に据え置くことが妥当だと考えるが、現状だけではなく将来の見通しも踏まえるべきであり、試算を示すべき。
- どこまで可能なのかという問題もあるが、今回、将来人口推計を示していただいたこともあり、長めのスパンでの見通しを示していただき、議論することが必要ではないか。

## 第199回雇用保険部会（11月20日）における主なご意見について②

（順不同）

### <雇用保険二事業による失業等給付の積立金からの借入金の扱いについて>

- コロナ禍での雇用安定資金への貸出し（2.9兆円）には、労働者の負担する保険料が含まれており、最優先で保全されるべき。
- 雇用保険二事業の借入れの要因はコロナ禍での雇調金であり、本来は一般会計で負担すべきもの。一定の返還は理解するが、雇用保険二事業の安定的な運営のために雇調金が失業給付を抑制したことを踏まえて返済を一部免除し、現実的な返済額とすべき。
- 依然として借入額は2.5兆円を超え財政は危機的状況。さらに、足下では能登対応もあり雇調金の予算要求額が増加している。今後の雇用情勢悪化に備える観点からも早期の財政健全化は不可欠。こうした危機的状況を放置することは、「平常時において段階的に積み立てておき、必要に応じて使用できる」という雇用安定資金の基本的な考え方を放棄するのと同義であるという認識の共有が必要。
- 今般の巨額な繰入れはコロナ禍において、行政からの要請により休業を余儀なくされる中、失業予防のために多くの特例措置を講じて雇調金を活用したために発生したものであることを踏まえると、事業主のみで負担するべきではない。
- 令和2年度の1.4兆円の繰入れは、労使負担の積立金を原資としていることが明らかであり、適切な返済方法を検討することが必要である。一方で、令和3年度・令和4年度の1.5兆円の繰入れは、雇用保険臨時特例法等の規定の関係上、形式的に一般会計から積立金を経由して雇用安定資金に算入されたという事実関係に基づきながら、我が国全体の財政状況も踏まえた雇用保険財政の早期健全化の道筋を明確化するべく、厚生労働省に対しては、財政当局との早期調整を強く要望する。
- 借入れの返済は、本来、一般財源で行うべきものを雇用保険二事業で対応したという経緯を踏まえ、相当程度の免除が必要。
- 積立金への返済は全額ではなく1/2として、残りは雇用安定資金に積み立てるべきである。また、予見可能性を持たせるために、毎年返済額を協議して決めるのではなく、固定した方がよいのではないか。
- コロナ禍の対応を踏まえ、非常時の雇用維持の在り方・費用負担の在り方について、平時から議論が必要。

## 第200回雇用保険部会（12月3日）における主なご意見について①

（順不同）

### <失業等給付の保険料率・雇用保険二事業による失業等給付の積立金からの借入金の扱いについて>

- 借入金の返済速度・料率については、借入金の返済額の検討がないと検討しづらい。借入の要因はコロナ禍の雇調金。一般会計からの2.5兆円繰入は、大半が雇調金原資になったと推測され、返済免除すべき。令和3年度の一般会計からの繰入1.7兆円は、令和2年度の失業等給付からの貸出分1.4兆円を補填する意味があったのではないか。返済額は、2.9兆円から2.5兆円を控除した0.4兆円から、令和2年度の貸出分1.4兆円の幅の中で検討すべき。
- 借入金の返済速度について、二事業の雇用安定資金に一定の残高を積み上げるのが適当であり、1 / 2が妥当。
- 料率について、コスト高・賃上げなどの動きに鑑み、できる限り中長期的に考える必要がある。段階的に引き下げることもあり得るのではないか。
- 失業等給付の積立金は順調に積みあがっていくと理解したが、これは二事業が犠牲になっている結果。二事業が本来の役割を果たせるようにすべき。平時対応は毎年の収入で十分かもしれないが、有事対応のためには一定の積立が必要。雇用安定資金の再建が可能になるようなバランスの取れた対応案を財政当局と詰めてほしい。
- 安定的な財政運営の観点では、保険料率を0.4%か0.5%とする場合、料率の変動が激しく、安定的ではない。0.6%の場合、足元の基本手当の受給者実人員の増加を踏まえた推計でも安定的な財政運営が可能に見える。ただし、給付制限見直しの行動変容の影響等も踏まえ、バランスを見つつ判断する必要がある。
- 借入金の返済は、貸出に労働者の拠出した保険料が含まれること、積立金の額が失業等給付の保険料率にも影響することも踏まえ、早期の返済が適当。
- 料率をできるだけ抑えるべきという意見は前回と変わらないが、安定的財政運営という観点も重要。
- 借入金の返済は、相当程度の免除があってしかるべき。返済速度は、今後数年は1 / 2で固定した方が良いと思うが、今後財政状況が安定した場合は変更も視野に入るのではないか。

## 第200回雇用保険部会（12月3日）における主なご意見について②

（順不同）

### <育児休業給付の保険料率について>

- 料率について、試算を見ると令和8年度までは弾力倍率が1.2を上回る安定的な運営ができるため、令和7年度は0.4%に据え置いて問題ないとする。
- 弾力倍率が1.2を切ると、その2年後に料率が0.5%になると理解しているが、試算に依ると令和11・12年度に1.2を下回るため、令和13年度・令和14年度に料率が0.5%になる。

## 令和7年度の保険料率について（案）

### <失業等給付の保険料率について>

- 令和5年度決算を踏まえた弾力倍率は2を超えており、令和7年度の保険料率は、現在の0.8%から0.4%まで引き下げが可能な状態となっている。
- 令和6年法改正に伴う影響も考慮した上で、令和7年度以降の雇用保険財政状況の試算を行い、検討を行ったが、
  - 給付制限の見直しに伴う被保険者の行動変容が十分に予測することが困難であること
  - 令和5年度以降受給者実人員が増加傾向であること等の状況も踏まえ、安定的な財政運営と保険料負担軽減の両立を図る観点から、令和7年度の保険料率は0.1%引き下げ、0.7%としてはどうか。

### <育児休業給付の保険料率について>

- 令和5年度決算を踏まえた弾力倍率は1.2を超えており、令和7年度の保険料率は、本則（0.5%）の規定にかかわらず、現在の0.4%とすることが可能となっている。
- 令和7年度以降の財政運営試算の結果を踏まえ、令和7年度の料率は現行の0.4%に据え置くこととしてはどうか。

## (参考) 令和7年度の雇用保険料率(案)

	令和6年度	令和7年度(案)
雇用保険料率(全体)	1.55%	1.45%
(内訳)		
失業等給付費等充当徴収保険率	0.8%	0.7%
育児休業給付費充当徴収保険率	0.4%	0.4%
二事業費充当徴収保険率	0.35%	0.35%

- (注1) 失業等給付費等充当徴収保険率及び育児休業給付費充当徴収保険率は、労使折半で負担。二事業費充当徴収保険率は、事業主のみが負担。
- (注2) 失業等給付費等充当徴収保険率は、法律上、0.8%と定められているが、弾力倍率が、基準を超える場合は0.4%まで引き下げることが、基準を下回る場合は1.2%まで引き上げることが、可能となっている。令和5年度決算を踏まえた弾力倍率が基準を超えたことを踏まえ、0.8%から0.7%に引き下げる。
- (注3) 育児休業給付費充当徴収保険率は、雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)により、令和7年度から保険料率を現在の0.4%から0.5%に引き上げる一方、実際の保険料率は弾力倍率が基準を上回る場合は0.4%に引き下げることが可能な仕組みが導入された。令和5年度決算を踏まえた弾力倍率が基準を超えたことを踏まえ、0.4%に引き下げ、現在と同じ保険料率とする。
- (注4) 二事業費充当徴収保険率は、法律上、0.35%と定められているが、弾力倍率が、基準を超える場合は0.05%引き下げることとなっており、更に必要がある場合には0.25%とすることが可能となっている。令和5年度決算を踏まえた弾力倍率は基準を超えなかったため、0.35%となる。

## 参考資料



# (参考) 雇用保険料の弾力条項について

- 令和5年度決算を踏まえ、令和7年度の保険料率を弾力条項の適用による保険料率の変更があるかを確認したところ、失業等給付に係る保険料率と育児休業給付に係る保険料率は引下げ可能となっている。

## 失業等給付

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}$$

⇒ 保険料率引下げ可能  
(→ -4/1000まで)

$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}{\text{失業等給付費等} - (\text{景気変動によって影響を受けない給付の1年分})}$$

⇒ 保険料率引上げ可能  
(→ +4/1000まで)

**※ 令和5年度決算額による計算 = 2.23**

## 二事業

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}}$$

⇒ 保険料率引下げ  
(→ -0.5/1000)

⇒ 更なる引下げ可能  
(→ -0.5/1000)

労政審での議論

**※ 令和5年度決算額による計算 = 0.35**

## 育児休業給付※

$$1.2 < \frac{\text{当該年度末積立金} + (\text{翌年度の保険料収入 (見立て)} + \text{翌年度の国庫負担額 (見立て)} - \text{翌年度の育児休業給付費 (見立て)}) + (\text{翌々年度の保険料収入 (見立て)} + \text{翌々年度の国庫負担額 (見立て)})}{\text{翌々年度の育児休業給付費}}$$

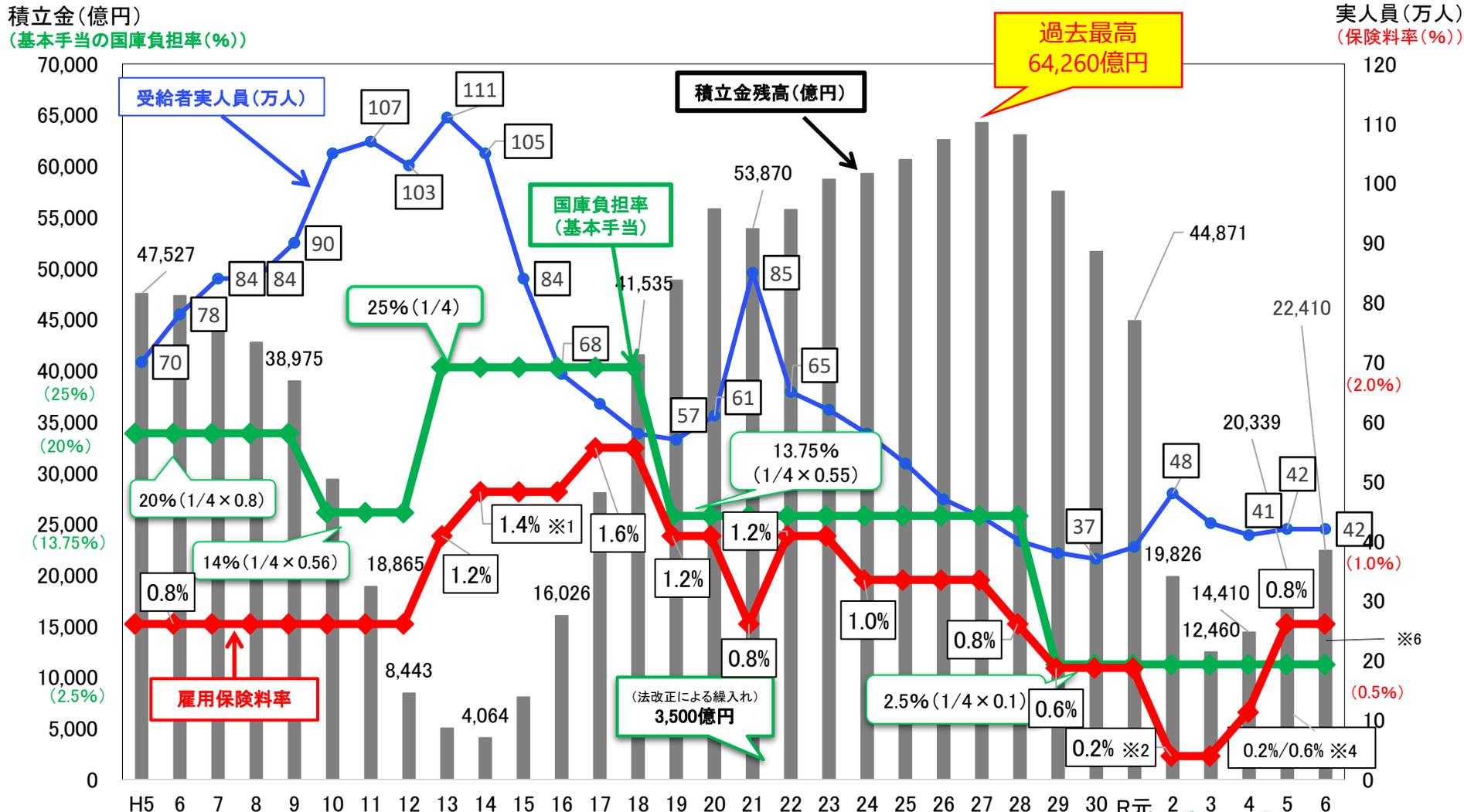
⇒ 保険料率を4/1000とすることが可能

( = 当該年度の育児休業給付費 + ( 翌年度における給付費の伸び (見立て) ) + ( 翌々年度における給付費の伸び (見立て) ) ) )

**※ 令和5年度決算額による計算 = 1.54**

※育児休業給付に係る保険料率については、令和6年の法改正により、令和7年度から本則を0.5%に引き上げつつ、9  
保険財政の状況に応じて、0.4%に引き下げる仕組みが導入された。

# 失業等給付に係る雇用保険料率、国庫負担率、受給者実人員及び積立金の推移



過去最高  
64,260億円

〈令和3年度補正予算による繰入れ〉  
1.7兆円

〈令和4年度第2次補正予算による繰入れ〉  
0.7兆円

※1 平成14年度は10月から弾力条項により0.2%引上げ。  
 ※2 令和2年度から育児休業給付費にかかる雇用保険料率(0.4%)を切り離している。  
 ※3 国庫負担率は、基本手当分について掲記している。  
 ※4 令和4年度の保険料率は、4~9月=0.2%、10~3月=0.6%であり、平均して0.4%としている。  
 ※5 令和4年度以降の国庫負担割合は、雇用情勢及び雇用保険の財政状況に応じて1/4又は1/40(別途一般会計からの繰入れも可能)であり、令和6年度は1/40。  
 ※6 積立金残高は、令和5年度までは決算額。令和6年度は前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額。

# 労働保険特別会計雇用勘定における失業等給付関係の収支状況

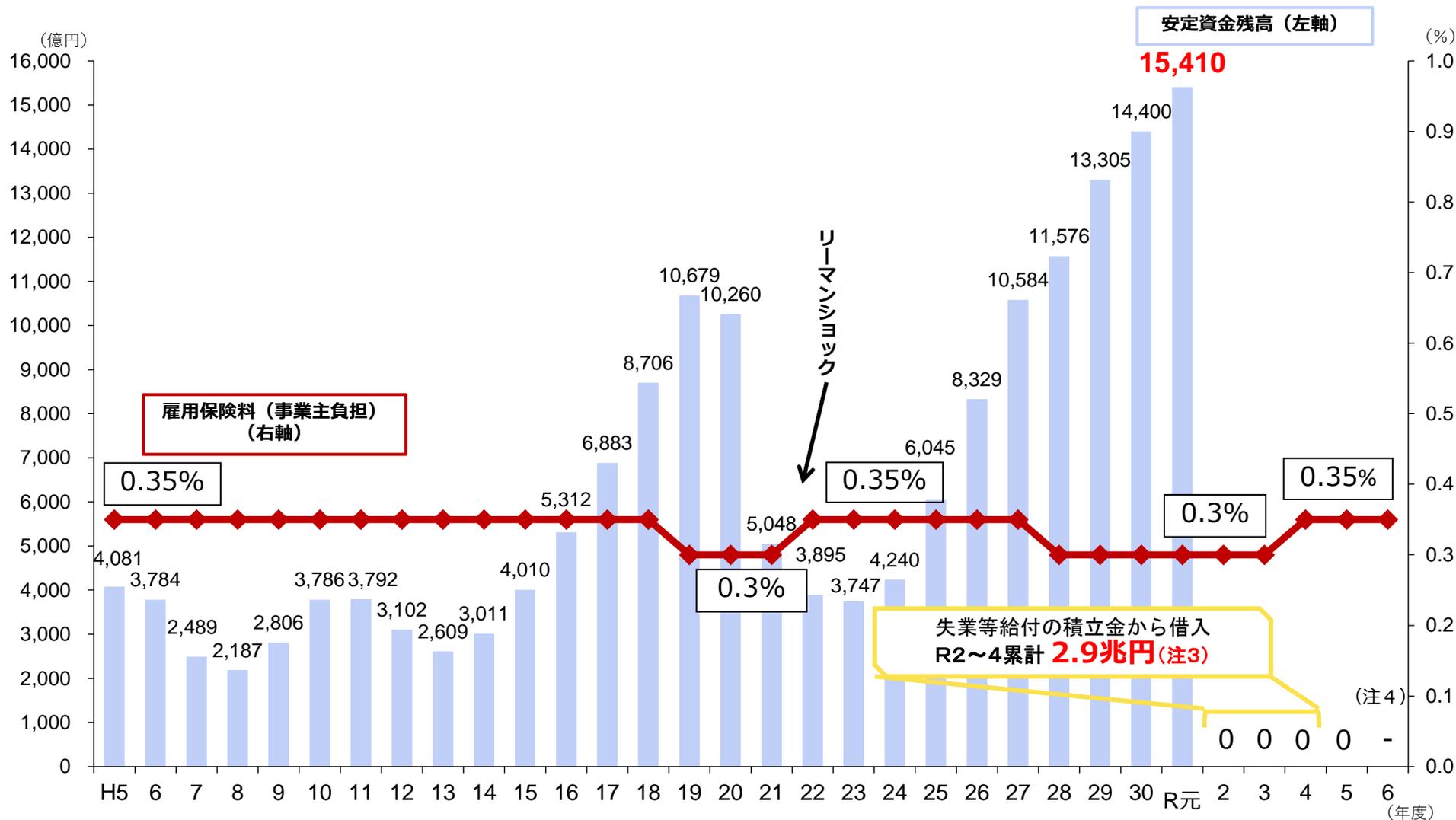
(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度
収入	4,087	21,600	15,453	16,167
うち 保険料収入	3,809	3,908	7,801	15,885
うち 失業等給付に係る 国庫負担金	230	17,550	7,444	185
支出	15,180	14,520	12,913	13,450
うち 失業等給付費	13,826	13,093	11,552	11,931
差引 剰余	▲ 11,094	7,080	2,540	2,717
雇用安定事業費へ貸し出し ※雇用調整助成金等に充当 (実際の支給額)	▲ 13,951 (30,094)	▲ 14,447 (22,373)	▲ 590 (8,186)	0
雇用安定事業費からの返還	0	0	0	3,212
積立金残高 (雇用安定事業費へ貸出累計)	19,826 (13,951)	12,460 (28,398)	14,410 (28,988)	20,339 (25,776)

6年度 収支イメージ	7年度 要求
1.70兆円	1.76兆円
1.67兆円	1.69兆円
0.02兆円	0.02兆円
1.50兆円	1.63兆円
1.27兆円	1.40兆円
0.21兆円	0.13兆円
0	0
—	—
2.24兆円 (2.58兆円)	2.37兆円 (2.58兆円)

- (注) 1. 上記表のうち令和2年度～5年度は決算額(翌年度繰越額含む)。令和6年度は前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額。令和7年度は概算要求額。  
 2. 令和2年度から育児休業給付にかかる収支を区分している。  
 3. 各年度の積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。  
 4. 令和6年度及び令和7年度に雇用保険二事業で生じる剰余金の扱いは未定であるため、「雇用安定事業費からの返還」欄は「—」としている。  
 5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

# 雇用安定資金残高及び雇用保険二事業に係る雇用保険料率の推移



(注1) H22年度に失業等給付の積立金から借入れ(370億円)、H24年度決算処理において積立金へ返還。

(注2) 令和2~4年度の安定資金残高には、失業等給付の積立金から借入れ額(R2年度:1兆3,951億円、R3年度:1兆4,447億円、R4年度:590億円)を織り込んでいる。

(注3) 令和5年度までは決算額。

(注4) 令和6年度に雇用保険二事業で生じる剰余金の扱いは未定であるため、「安定資金残高」欄は「-」としている。

# 労働保険特別会計雇用勘定における雇用保険二事業関係の収支状況

(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度
収入	26,900	32,664	14,187	8,558
うち 保険料収入	5,709	5,856	6,830	6,975
うち 一般会計より受入	6,956	5,227	1,377	0
うち 積立金より受入 (借り入れ)	13,951	14,447	590	0
支出	42,310	32,664	14,187	5,346
うち雇用調整助成金等 (うち翌年度繰越 6,687)	36,782	27,333 (うち翌年度繰越 4,960)	8,845 (うち翌年度繰越 659)	557
(雇用調整助成金)	36,374	26,613	8,356	531
うち 上記以外	5,528	5,330	5,342	4,789
差引 剰余	▲15,410	0	0	3,212
積立金へ返還	0	0	0	3,212
安定資金残高 (積立金からの借り入れ累計額)	0 (13,951)	0 (28,398)	0 (28,988)	0 (25,776)

6年度 収支イメージ	7年度 要求
0.78兆円	0.79兆円
0.73兆円	0.74兆円
0	0
0	0
0.65兆円	0.64兆円
53億円	99億円
0.64兆円	0.63兆円
0.13兆円	0.16兆円
-	-
- (2.58兆円)	- (2.58兆円)

- (注) 1. 上記表のうち令和2年度～5年度は決算額(翌年度繰越額含む)。令和6年度は前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額。令和7年度は概算要求額。  
 2. 令和2年度、令和3年度及び令和4年度の雇用調整助成金等の支出額において、令和2年度から令和3年度に繰り越して支出する額6,687億円、令和3年度から令和4年度に繰り越して支出する4,960億円、令和4年度から令和5年度に繰り越して支出する額659億円がそれぞれに含まれている。  
 3. 令和6年度予算において、令和2年度から令和4年度に雇用調整助成金等の費用の一部として一般会計から繰り入れられた剰余を返還予定であるが、当該金額は含まれていない。  
 4. 令和6年度及び令和7年度に生じる剰余金の扱いは未定であるため、「積立金へ返還」、「安定資金残高」欄は「-」としている。  
 5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

# 失業等給付の今後（令和7～12年度）の収支見込みについて

## 試算の前提

### 1. 雇用情勢の前提

- 令和7年度以降の基本手当の受給者実人員は、過去10年間の平均（平成26年度～令和5年度実績。41.8万人）をベースとする（次頁以降の「試算①」）。
- ただし、令和5年度からの受給者実人員数の上昇を踏まえ、令和6年度上半期の実績を踏まえた推計値43.2万人を用いた試算も行う（次頁以降の「試算②」）。

### 2. その他試算に当たっての前提

#### （収入）

- 雇用保険料収入については、令和6年度予算をベースとする。
- 令和6年法改正の影響を加味している。

#### （支出）

- 失業等給付について、令和7年度以降は令和5年度決算をベースとしつつ令和6年法改正の影響を加味している。

※令和10年10月施行の雇用保険の適用拡大により新たに被保険者となる者は、同年度中は基本手当の受給要件を満たさないため、これによる支出増は令和11年度以降に反映。

- 雇用保険二事業について、令和7年度以降は令和5年度決算をベースに「人への投資」「こども未来戦略（加速化プラン）」の方針などを加味している。

# 失業等給付及び二事業の財政運営試算①

雇用保険二事業の剰余金を全額積立金に組入れ 保険料率0.8%を維持

## 【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金からの借入残高	2.58	2.45	2.31	2.19	1.98	1.74	1.44	1.15
弾力倍率	0.35倍	0.26倍	0.26倍	0.26倍	0.34倍	0.38倍	0.44倍	0.44倍
保険料率	0.35%	→						

## 【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	1.70	1.70	1.70	1.74	1.77	1.77
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	0.34	0.34	0.35	0.39	0.41	0.39
	二事業からの組入	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
	積立金残高	2.03	2.43	2.90	3.37	3.92	4.55	5.26	5.95
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	3.18倍	3.64倍	4.21倍	4.89倍	5.55倍	6.08倍
	保険料率	0.8%	→						
試算②	差引剰余	0.27	0.26	0.32	0.32	0.33	0.37	0.39	0.37
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	3.06倍	3.48倍	4.01倍	4.65倍	5.29倍	5.80倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp14を参照。

## 失業等給付及び二事業の財政運営試算②

雇用保険二事業の剰余金を全額積立金に組入れ 保険料率0.7%に引き下げ

### 【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金からの借入残高	2.58	2.45	2.31	2.19	1.98	1.74	1.44	1.15
弾力倍率	0.35倍	0.26倍	0.26倍	0.26倍	0.34倍	0.38倍	0.44倍	0.44倍
保険料率	0.35%	→						

### 【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	1.49	1.49	1.49	1.52	1.55	1.55
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	0.13	0.13	0.14	0.18	0.19	0.17
	二事業からの組入	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
	積立金残高	2.03	2.43	2.69	2.95	3.30	3.71	4.20	4.67
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	2.76倍	3.01倍	3.37倍	3.83倍	4.29倍	4.63倍
	保険料率	0.8%	0.8%	0.7%	→				
試算②	差引剰余	0.27	0.26	0.11	0.11	0.12	0.15	0.17	0.15
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	2.65倍	2.87倍	3.20倍	3.63倍	4.06倍	4.38倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp14を参照。

## 失業等給付及び二事業の財政運営試算③

雇用保険二事業の剰余金を全額積立金に組入れ 保険料率0.6%に引き下げ

### 【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金からの借入残高	2.58	2.45	2.31	2.19	1.98	1.74	1.44	1.15
弾力倍率	0.35倍	0.26倍	0.26倍	0.26倍	0.34倍	0.38倍	0.44倍	0.44倍
保険料率	0.35%	→						

### 【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	1.28	1.28	1.28	1.31	1.33	1.33
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	▲0.07	▲0.08	▲0.07	▲0.04	▲0.02	▲0.05
	二事業からの組入	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
	積立金残高	2.03	2.43	2.48	2.53	2.67	2.87	3.15	3.40
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	2.34倍	2.38倍	2.53倍	2.78倍	3.03倍	3.19倍
	保険料率	0.8%	0.8%	0.6%	→				
試算②	差引剰余	0.27	0.26	▲0.10	▲0.10	▲0.09	▲0.06	▲0.05	▲0.07
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	2.24倍	2.26倍	2.38倍	2.60倍	2.83倍	2.97倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp14を参照。

## 失業等給付及び二事業の財政運営試算④

雇用保険二事業の剰余金を全額積立金に組入れ 保険料率0.5%に引き下げ

### 【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金からの借入残高	2.58	2.45	2.31	2.19	1.98	1.74	1.44	1.15
弾力倍率	0.35倍	0.26倍	0.26倍	0.26倍	0.34倍	0.38倍	0.44倍	0.44倍
保険料率	0.35%	→						

### 【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	1.07	1.08	1.70	1.74	1.12	1.12
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	▲0.28	▲0.29	0.35	0.39	▲0.24	▲0.26
	二事業からの組入	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
	積立金残高	2.03	2.43	2.28	2.12	2.67	3.30	3.35	3.39
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	1.92倍	1.75倍	2.95倍	3.63倍	3.02倍	2.97倍
	保険料率	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%
試算②	差引剰余	0.27	0.26	▲0.31	▲0.31	0.33	0.37	▲0.26	▲0.29
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	1.83倍	1.64倍	2.79倍	3.43倍	2.82倍	2.75倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp14を参照。

# 失業等給付及び二事業の財政運営試算⑤

雇用保険二事業の剰余金を全額積立金に組入れ 保険料率0.4%に引き下げ

## 【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金からの借入残高	2.58	2.45	2.31	2.19	1.98	1.74	1.44	1.15
弾力倍率	0.35倍	0.26倍	0.26倍	0.26倍	0.34倍	0.38倍	0.44倍	0.44倍
保険料率	0.35%	→						

## 【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	0.86	0.87	1.70	1.74	0.90	0.90
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	▲0.49	▲0.50	0.35	0.39	▲0.46	▲0.48
	二事業からの組入	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
	積立金残高	2.03	2.43	2.07	1.70	2.25	2.88	2.72	2.53
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	1.51倍	1.13倍	2.53倍	3.21倍	2.18倍	1.93倍
	保険料率	0.8%	0.8%	0.4%	0.4%	0.8%	0.8%	0.4%	0.4%
試算②	差引剰余	0.27	0.26	▲0.52	▲0.52	0.33	0.37	▲0.48	▲0.50
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	1.42倍	1.03倍	2.38倍	3.02倍	1.996倍	1.74倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp14を参照。

## 失業等給付及び二事業の財政運営試算⑥

雇用保険二事業の剰余金の1/2を積立金に組入れ 保険料率0.8%を維持

### 【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0.07	0.13	0.20	0.30	0.42	0.57	0.72
積立金からの借入残高	2.58	2.51	2.45	2.38	2.28	2.16	2.01	1.86
弾力倍率	0.35倍	0.35倍	0.44倍	0.52倍	0.74倍	0.94倍	1.20倍	1.40倍
保険料率	0.35%	→						

### 【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	1.70	1.70	1.70	1.74	1.77	1.77
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	0.34	0.34	0.35	0.39	0.41	0.39
	二事業からの組入	0.32	0.07	0.07	0.06	0.10	0.12	0.15	0.15
	積立金残高	2.03	2.36	2.77	3.17	3.63	4.14	4.69	5.23
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	3.04倍	3.44倍	3.91倍	4.47倍	4.99倍	5.38倍
	保険料率	0.8%	→						
試算②	差引剰余	0.27	0.26	0.32	0.32	0.33	0.37	0.39	0.37
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	2.93倍	3.29倍	3.72倍	4.25倍	4.74倍	5.12倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp14を参照。

## 失業等給付及び二事業の財政運営試算⑦

雇用保険二事業の剰余金の1/2を積立金に組入れ 保険料率0.7%に引き下げ

### 【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0.07	0.13	0.20	0.30	0.42	0.57	0.72
積立金からの借入残高	2.58	2.51	2.45	2.38	2.28	2.16	2.01	1.86
弾力倍率	0.35倍	0.35倍	0.44倍	0.52倍	0.74倍	0.94倍	1.20倍	1.40倍
保険料率	0.35%	→						

### 【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	1.49	1.49	1.49	1.52	1.55	1.55
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	0.13	0.13	0.14	0.18	0.19	0.17
	二事業からの組入	0.32	0.07	0.07	0.06	0.10	0.12	0.15	0.15
	積立金残高	2.03	2.36	2.56	2.76	3.00	3.30	3.64	3.96
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	2.63倍	2.81倍	3.07倍	3.41倍	3.73倍	3.94倍
	保険料率	0.8%	0.8%	0.7%	→				
試算②	差引剰余	0.27	0.26	0.11	0.11	0.12	0.15	0.17	0.15
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	2.52倍	2.68倍	2.91倍	3.22倍	3.51倍	3.70倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp14を参照。

## 失業等給付及び二事業の財政運営試算⑧

雇用保険二事業の剰余金の1/2を積立金に組入れ 保険料率0.6%に引き下げ

### 【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0.07	0.13	0.20	0.30	0.42	0.57	0.72
積立金からの借入残高	2.58	2.51	2.45	2.38	2.28	2.16	2.01	1.86
弾力倍率	0.35倍	0.35倍	0.44倍	0.52倍	0.74倍	0.94倍	1.20倍	1.40倍
保険料率	0.35%	→						

### 【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	1.28	1.28	1.28	1.31	1.33	1.33
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	▲0.07	▲0.08	▲0.07	▲0.04	▲0.02	▲0.05
	二事業からの組入	0.32	0.07	0.07	0.06	0.10	0.12	0.15	0.15
	積立金残高	2.03	2.36	2.35	2.34	2.37	2.46	2.58	2.68
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	2.21倍	2.19倍	2.24倍	2.36倍	2.47倍	2.49倍
	保険料率	0.8%	0.8%	0.6%	→				
試算②	差引剰余	0.27	0.26	▲0.10	▲0.10	▲0.09	▲0.06	▲0.05	▲0.07
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	2.11倍	2.07倍	2.09倍	2.19倍	2.28倍	2.29倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp14を参照。

# 失業等給付及び二事業の財政運営試算⑨

雇用保険二事業の剰余金の1/2を積立金に組入れ 保険料率0.5%に引き下げ

## 【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0.07	0.13	0.20	0.30	0.42	0.57	0.72
積立金からの借入残高	2.58	2.51	2.45	2.38	2.28	2.16	2.01	1.86
弾力倍率	0.35倍	0.35倍	0.44倍	0.52倍	0.74倍	0.94倍	1.20倍	1.40倍
保険料率	0.35%	→						

## 【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	1.07	1.08	1.70	1.74	1.12	1.12
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	▲0.28	▲0.29	0.35	0.39	▲0.24	▲0.26
	二事業からの組入	0.32	0.07	0.07	0.06	0.10	0.12	0.15	0.15
	積立金残高	2.03	2.36	2.14	1.92	2.37	2.88	2.79	2.67
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	1.79倍	1.56倍	2.65倍	3.21倍	2.46倍	2.28倍
	保険料率	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%
試算②	差引剰余	0.27	0.26	▲0.31	▲0.31	0.33	0.37	▲0.26	▲0.29
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	1.70倍	1.45倍	2.50倍	3.02倍	2.27倍	2.08倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp14を参照。

# 失業等給付及び二事業の財政運営試算⑩

雇用保険二事業の剰余金の1/2を積立金に組入れ 保険料率0.4%に引き下げ

## 【二事業】

(単位：兆円)

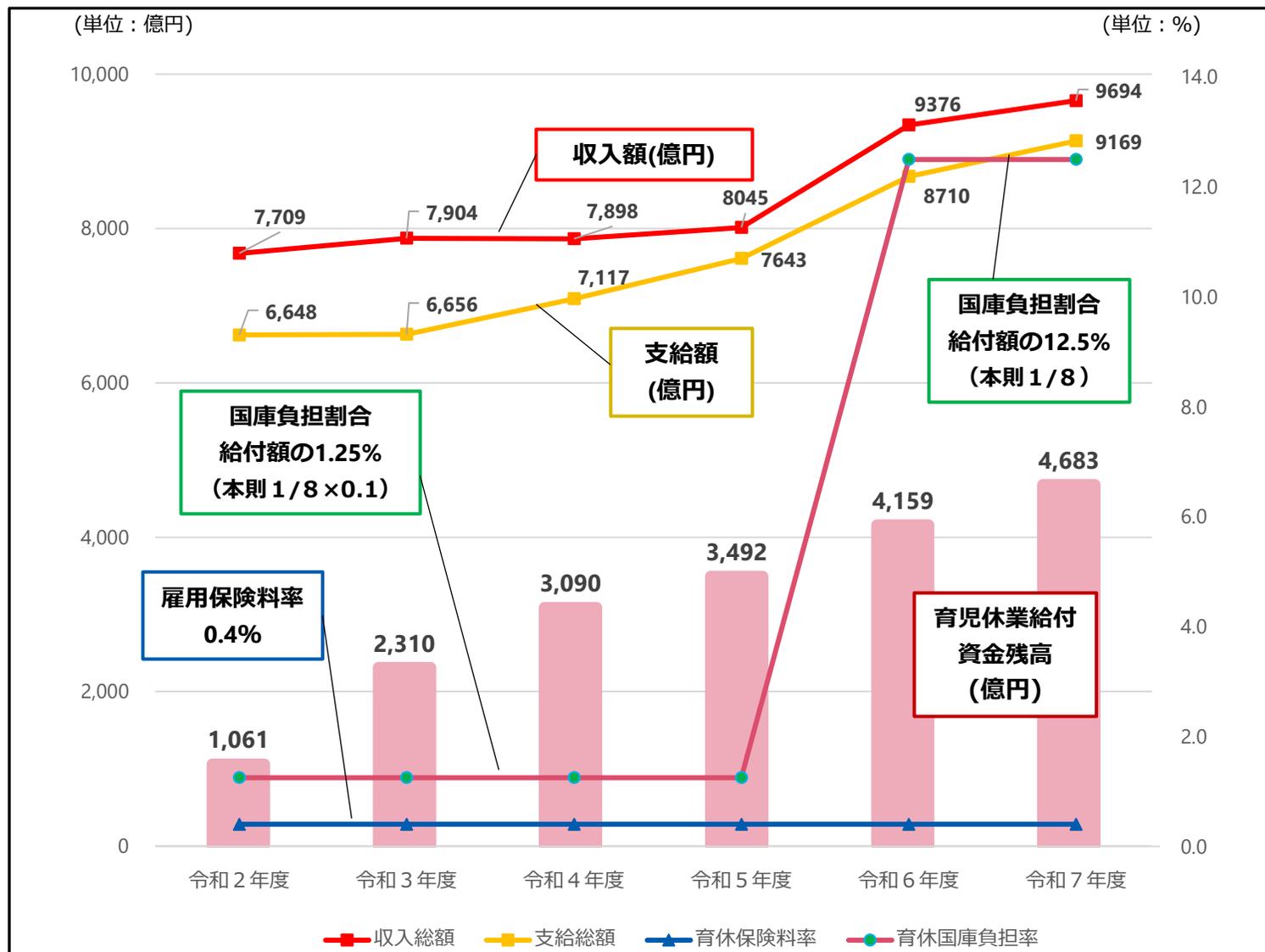
	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0.07	0.13	0.20	0.30	0.42	0.57	0.72
積立金からの借入残高	2.58	2.51	2.45	2.38	2.28	2.16	2.01	1.86
弾力倍率	0.35倍	0.35倍	0.44倍	0.52倍	0.74倍	0.94倍	1.20倍	1.40倍
保険料率	0.35%	→						

## 【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	0.86	0.87	1.70	1.74	0.90	0.90
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	▲0.49	▲0.50	0.35	0.39	▲0.46	▲0.48
	二事業からの組入	0.32	0.07	0.07	0.06	0.10	0.12	0.15	0.15
	積立金残高	2.03	2.36	1.93	1.50	1.95	2.46	2.15	1.82
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	1.37倍	0.93倍	2.24倍	2.80倍	1.62倍	1.24倍
	保険料率	0.8%	0.8%	0.4%	0.4%	0.8%	0.8%	0.4%	0.4%
試算②	差引剰余	0.27	0.26	▲0.52	▲0.52	0.33	0.37	▲0.48	▲0.50
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	1.30倍	0.84倍	2.09倍	2.61倍	1.45倍	1.06倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp14を参照。

# 育児休業給付に係る 雇用保険料率、国庫負担割合、支給額及び育児休業給付資金残高の推移



(注1) 令和2年度から令和5年度までは、決算値である。

(注2) 令和6年度は、前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額である。令和7年度は概算要求額である。

(注3) 育児休業給付の収支は、令和2年度以降、失業等給付と区分している(令和2年の雇用保険法改正)。

# 子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定の収支状況

(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 収支イメージ	7年度 要求
収 入	7,709	7,904	7,898	8,045	0.94兆円	1.06兆円
うち 保険料収入	7,615	7,812	7,799	7,941	0.83兆円	0.84兆円
うち 育児休業給付に係る 国庫負担金	81	79	88	93	0.11兆円	0.11兆円
うち 子ども・子育て支援 勘定からの繰入金	-	-	-	-	-	0.1兆円
支 出	6,648	6,656	7,117	7,643	0.87兆円	1.01兆円
うち 育児休業給付	6,437	6,452	6,948	7,494	0.86兆円	0.90兆円
うち 出生後休業支援給付	-	-	-	-	-	0.02兆円
うち 育児時短就業給付	-	-	-	-	-	0.07兆円
差 引 剰 余	1,061	1,249	780	402	0.07兆円	0.05兆円
育 児 休 業 給 付 資 金 残 高	1,061	2,310	3,090	3,492	0.42兆円	0.47兆円

- (注) 1. 上記表のうち令和2年度～5年度は決算額。令和6年度は、前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額である。令和7年度は概算要求額。  
 2. 令和6年度までは、労働保険特別会計雇用勘定における育児休業給付関係の数値。  
 3. 「子ども・子育て支援勘定からの繰入金」は、子ども・子育て支援納付金及び子ども・子育て支援特例公債の発行収入金。  
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

# 育児休業給付の今後（令和7～12年度）の収支見込みについて

## 試算の前提

### （収入）

- 雇用保険料収入については、令和6年度予算をベースとする（弾力倍率が「1.2」を超えた場合、機械的に雇用保険料率を0.4%としている）。
- 適用拡大（令和10年10月施行を予定）に伴う収入・支出の影響額についても加味して試算。

### （支出）

- 令和7年度以降については、令和6年度予算をベースに、「こども未来戦略方針」における男性育休の取得促進目標（男性育休取得率を令和7年に50%、令和12年に85%とする）などを加味して試算。
- 適用拡大（令和10年10月施行を予定）に伴う収入・支出の影響額についても加味して試算。

# 育児休業給付の財政運営試算

(単位：億円)

【収支見込】	R5年度 (決算)	R6年度 (予算)	R7年度 (推計)	R8年度 (推計)	R9年度 (推計)	R10年度 (推計)	R11年度 (推計)	R12年度 (推計)
収入	8,045	9,374	9,414	9,485	9,548	9,766	12,058	10,073
支出	7,643	8,709	9,010	9,579	10,085	10,527	10,985	11,689
差引剰余	402	665	404	▲ 94	▲ 536	▲ 761	1,073	▲ 1,616
資金残高	3,492	4,157	4,561	4,467	3,931	3,170	4,244	2,628

保険料率	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%
国庫負担	1/80	1/8						

弾力倍率	1.54	1.22	1.51	1.27	1.16	1.20	1.05	1.11
------	------	------	------	------	------	------	------	------

- ※ 1 支出については、令和6年度予算をベースに、「こども未来戦略方針」において男性育休の取得促進などが掲げられたことなどを加味して試算。
- ※ 2 弾力倍率が「1.2」を超えた場合、本資料では、機械的に、雇用保険料率を0.4%としている。
- ※ 3 適用拡大（令和10年10月施行予定）に伴う収入・支出の影響額についても加味して試算。